

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
3月6日
(金曜日)

目次

- 規則
特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則 (水産振興課) ……一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一
特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ……四
周南都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) ……七
○公告
流域下水道に係る指定管理者の指定 (都市計画課) ……八
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ……八
○教委告示
教科用図書採択地区の設定に関する告示の一部改正 ……八
○雑報
県報の正誤 (令和八年二月二十七日山口県報) ……八



特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第一号

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則 (令和二年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」の下に「及び第二項」を、「及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第二条中「及び」の下に「第二項並びに」を、「第三十条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。



山口県告示第九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年三月六日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町役場において公衆の縦覧に供する。

令和八年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三新化学工業株式会社
住 所 柳井市柳井一五〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三新化学工業株式会社平生工場
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三二番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	間 隔	使用時間	使用の節要
	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
				季節的変動の概要

種類	項目	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)		
		通常	最大	検出せず	通常	最大	検出せず
焼却炉	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	処理前	七	八	〃	〃	〃	〃
酸化処理槽	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	処理前	八	九	〃	〃	〃	〃
凝集沈殿処理施設	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	処理前	七	八	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
焼却炉	銅板製	一〇・一	焼却	連続	二四時間	変動なし		
酸化処理槽	塩化ビニール製	一五〇	化学酸化					
凝集沈殿処理施設	鋼板製	二、四〇〇	凝集沈殿					
総合排水処理施設	鉄筋コンクリート製・銅板製	〃	活性汚泥・ろ過・活性炭・吸着・沈殿					
(既設)						年	年	年
						月	月	月
						日	日	日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	〃	七	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	四	六	八〇	一二〇	二〇〇	〃	一〇〇	〃
	四六一イ	一〇	一六	一〇	二〇	一、〇〇〇	〃	五・二	六

総合排水処理施設	
処理後	処理前
〃	〃
〃	〃
一八〇	九六〇
二二六	一、〇五〇
二七	〃
三六	〃
〃	〃
〃	〃
二	〃
四	〃
〃	二、〇二〇
〃	二、三三〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水		水		汚染		状態		値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	
七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、〇二〇
六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、三三〇
八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一八〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、〇二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、〇二〇
二、三三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、三三〇

山口県告示第九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時間	四 場所
山陽小野田市	令和八、四、一五	午前一〇時から正午まで	山陽小野田市赤崎地域交流センター
〃	〃	午後一時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市民館
〃	〃	午前一〇時三〇分から午前十一時三〇分まで	山陽小野田市厚陽地域交流センター
〃	〃	午後一時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市須恵地域交流センター
〃	〃	午前一〇時三〇分から午前十一時三〇分まで	山陽小野田市殖生地域交流センター
〃	〃	午後一時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市厚狭地区複合施設
〃	〃	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山陽小野田市高千帆地域交流センター

令和八年四月二十一日から同年六月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
令和八年十月五日から同年十二月二十一日まで

四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時間	四 場所
山口市	令和八、五、八	午前一〇時から正午まで	山口市吉敷地域交流センター
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	山口市仁保地域交流センター
〃	〃	午前九時三〇分から午前十一時三〇分まで	山口市平川地域交流センター
〃	〃	午後一時から午後二時三〇分まで	山口市大蔵地域交流センター
〃	〃	午後三時三〇分から午後四時まで	山口市鑄銭司地域交流センター
〃	〃	午前九時三〇分から午前十一時三〇分まで	山口市嘉川地域交流センター
〃	〃	午後一時から午後二時まで	山口市二島地域交流センター
〃	〃	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	山口市陶地域交流センター

区域	検査の期日、場所等	時 間	場 所
一 区域 美祢市	令和八、七、六	午前一〇時から午前一一時	美祢産業技術センター
二 検査の期日、場所等	〃	午前一一時三〇分から正午	美祢市豊田前公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時	美祢市厚保公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時	美祢市秋芳地域まちづくりセンター
〃	〃	午後一時三〇分から正午	美祢市於福公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時	美祢市嘉万公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時	美祢市民会館
〃	〃	午後一時から午後三時まで	美祢市美東地域まちづくりセンター
〃	〃	午後一時から午後三時まで	美祢市民会館
三 所在場所における定期検査の期間	令和八年七月九日から同年九月三十日まで		山口県計量検定所において実施する。
四 指定定期検査機関の名称	令和八年九月一日から同月三十日まで		一般社団法人山口県計量協会

区域	検査の期日、場所等	時 間	場 所
一 区域 長門市	令和八、七、一六	午前一一時から午前一二時	長門市宇津賀交流プラザ
二 検査の期日、場所等	〃	午後一時から午後一時三〇分まで	長門市向津具交流プラザ
〃	〃	午後二時三〇分から午後三時	長門市日置上二六五五の七
〃	〃	午後二時三〇分から午後三時	山口県漁業協同組合黄波戸支店
〃	〃	午後二時三〇分から午後三時	山口県漁業協同組合小田二七五九の五
〃	〃	午後二時三〇分から午後三時	山口県漁業協同組合掛淵支店
〃	〃	午後二時三〇分から午後三時	長門市役所日置支所
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市仙崎交流プラザ
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市俵山交流プラザ
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市役所油谷支所
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市役所三隅支所
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市宗頭交流プラザ
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市通交流プラザ
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市中央交流プラザ
三 所在場所における定期検査の期間	令和八年七月二十七日から同年九月三十日まで		山口県計量検定所において実施する。
四 指定定期検査機関の名称	令和八年八月三日から同月十九日まで		一般社団法人山口県計量協会

令和八、八、七 午前一〇時から午前一〇時
五〇分まで 阿武町役場福賀支所

〃 〃 〃 午前一一時から正午 阿武町役場宇田郷支所
まで

〃 〃 〃 午後一時から午後三時まで 阿武町役場

令和八年八月十日から同年十月二十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
令和八年八月二十四日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

一 区域 宇部市

二 検査の期日、場所等

期日	時間	場所
令和八、九、七	午前一〇時から午前一一時 三〇分まで	宇部市新川ふれあいセンター
〃 〃 〃	午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館上宇部会館
〃 〃 〃	午前一〇時から午前一一時 三〇分まで	宇部市恩田ふれあいセンター
〃 〃 〃	午後一時から午後三時まで	宇部市東岐波ふれあいセンター
〃 〃 〃	午前一〇時から正午まで及び 午後一時から午後三時まで	宇部市西岐波ふれあいセンター
〃 〃 〃	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	宇部市藤山ふれあいセンター
〃 〃 〃	午前九時から午前一一時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
〃 〃 〃	午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
〃 〃 〃	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	宇部市小野ふれあいセンター
〃 〃 〃	午前一一時から正午まで	宇部市二俣瀬ふれあいセンター
〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター

〃 〃 〃	一五	午前一〇時から午前一〇時 三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
〃 〃 〃	〃	午前一一時から正午まで及び 午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
〃 〃 〃	一六	午前一〇時から午前一一時 三〇分まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
〃 〃 〃	〃	午後一時から午後三時まで	宇部市岬ふれあいセンター
〃 〃 〃	一七	午前一〇時から午前一一時 三〇分まで	宇部市万倉ふれあいセンター
〃 〃 〃	〃	午後一時から午後三時まで	宇部市楠総合センター
〃 〃 〃	一八	午前一〇時から正午まで及び 午後一時から午後三時まで	宇部市神原ふれあいセンター

令和八年九月二十四日から同年十一月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
令和八年十月五日から同年十二月二十一日まで

四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称
周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業三・三・四百一山手線

周南都市計画道路事業三・四・四百十七中溝線

三 事業施行期間

平成二十八年九月九日から令和十八年三月三十一日まで

四 事業地

周南市大字富田字中溝、日地町及び大字富田字新町



(五九) 流域下水道に係る指定管理者の指定

山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）第五条の規定により、流域下水道に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
周南流域下水道	岩国市、光市及び周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
田布施川流域下水道	熊毛郡田布施町及び平生町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(六〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和八年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字西下高須

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口市小郡上郷一四九七番地六

株式会社サダ技建



山口県教育委員会告示第一号

教科用図書採択地区の設定に関する告示（昭和三十九年山口県教育委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

山口県教育委員会

「岩国地区 岩国市、玖珂郡」を

「玖珂地区 岩国市に改める。

玖珂地区 玖珂郡」



正 誤

令和八年二月二十七日山口県報

七	ページ
上	段
山口県公安委員会規則第十一号	誤
山口県公安委員会規則第一号	正

令和八年三月六日印刷

発行人所

山口県知事庁